

○法務省告示第七十三号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第五項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの期（同条第三項に規定する期をいう。）における基準割合を次のように告示する。

令和七年三月二十八日

法務大臣 鈴木 馨祐

年〇・四パーセント